

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年2月19日

規則第5号

改正 平成28年3月24日規則第1号

令和3年1月21日規則第2号

令和5年3月23日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第10条に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書を開示又は公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書（様式第3号）

(公文書開示決定等期間延長通知書等)

第4条 条例第11条第4項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公文書開示決定等期限特例通知書（様式第5号）により行うものとする。

(公文書の開示の実施)

第5条 条例第13条第1項の規定により、公文書を閲覧又は視聴するものは、当該公文書を汚損又は破損しないよう、丁寧に取り扱わなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

3 公文書の写しの交付部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(写しの交付等の費用)

第6条 条例第15条に規定する写しの交付に必要な費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(実施状況の公表)

第7条 条例第25条に規定する実施状況の公表は、告示により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	電子複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 100円
	プリンタによる出力（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 100円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
電磁的記録	光ディスク（コンパクトディスクレコーダブルに限る。）に複写したもの	1枚につき 200円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
備考	1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。 2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。 3 業務委託とは、広域連合内では処理できない専門的技術を伴う場合をいう。 4 電磁的記録の写しの交付については、全部開示のものに限る。	

（平28規則1・令5規則4・一部改正）

様式第 1 号（第 2 条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長

開示請求者 郵便番号
住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者名）
電話番号

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 10 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又はその内容	※公文書の特定ができるよう具体的に記入してください。
開示の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求があった公文書の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

開示の種類	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
公文書の件名 又はその内容	
開示の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
開示の場所	
公文書の一部 を不開示とする理由	群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第 号の規定に該当 (理由)
所管課	電話番号 内線

- 注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。

様式第3号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求があった公文書の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

公文書の件名 又はその内容	
公文書を開示 しない理由	<input type="checkbox"/> 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条 第 号の規定に該当 <input type="checkbox"/> 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第9条の規定に該当 <input type="checkbox"/> 開示請求があった公文書が存在しません。 (理由)
所 管 課	電話番号 内線

様式第 4 号（第 4 条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求があった公文書の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第 3 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又はその内容	
群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所 管 課	電話番号 内線

(令 5 規則 4 ・一部改正)

様式第5号（第4条関係）

公文書開示決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けの開示請求に係る公文書は著しく大量であるため、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたので通知します。

公文書の件名又はその内容	
群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の期間内に開示決定等をする事ができない理由	
開示決定等をする期限	年 月 日
所 管 課	電話番号 内線

（令5規則4・一部改正）